名称　大槌港蓬莱仮設灯浮標
位置
所在地　岩手県大槌港（御箱埼灯台の西方約五・五キロメートル）
北緯　三九―二〇―五〇
東経　一四一―五五―五一
変更した事項
名称　大槌港灯台
位置
所在地　岩手県上閉伊郡大槌町（蓬莱島）
北緯　三九―二〇―五二
東経　一四一―五五―五二
塗色及び構造　赤色　塔形
光度　実効光度七八カンデラ
光達距離　五・〇海里
明弧　全度
高さ　地上から構造物の頂部まで一一メートル　平均水面上から灯火まで一五メートル
変更年月日　平成二十四年十二月十三日
記事　一時変更中のところ名称等変更のうえ復旧

名称　木更津港第二号灯標
位置
所在地　千葉県木更津港（木更津港防波堤西灯台の西北西方約五・一キロメートル）
北緯　三五―二三―四〇
東経　一三九―四八―三三
変更した事項
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　平成二十四年十二月十三日
記事　一時変更中のところ記事変更のうえ復旧

名称　神子元島無線方位信号所
位置
所在地　静岡県下田市（神子元島灯台）
北緯　三四―三四―三一
東経　一三八―五六―三〇
変更した事項
電波の型式及び周波数　P〇N　九、四一〇MHz（±）九〇MHz
空中線電力　四〇〇ミリワット
記事　九、三二〇MHzから九、五〇〇MHzまでの周波数を使用する航海用レーダーの空中線の指向面が本信号所の方向を向いたとき、レーダーの指示面にモールス符号X（―・・―）が現れる。この符号の内端の直前が本信号所の位置である。
変更年月日　平成二十四年十二月十三日

名称　伊予鹿島灯台
位置
所在地　愛媛県南宇和郡愛南町（鹿島）
北緯　三二―五六―四三
東経　一三二―二七―二九
変更した事項
光度　実効光度三九〇カンデラ
光達距離　七・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一二メートル　平均水面上から灯火まで三七メートル
変更年月日　平成二十四年十二月十三日

〇海上保安庁告示第二十二号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年一月二十五日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　田老港仮設灯浮標
位置
所在地　岩手県宮古市（陸中真埼灯台の南西方約二・八キロメートル）
北緯　三九―四三―四八
東経　一四一―五八―四九
塗色及び構造　赤色円すい形頭標一個付　赤色やぐら形
光度　実効光度四〇カンデラ
光達距離　四・〇海里
明弧　削除
高さ　削除

名称　田老港東防波堤灯台
位置
所在地　岩手県宮古市（田老港東防波堤外端）
北緯　三九―四三―五二
東経　一四一―五八―三三
変更した事項
名称　海上保安庁長官　北村　隆志
田老港東防波堤灯台
変更年月日　平成二十四年十二月十三日

名称　神湊港北防波堤灯台
位置
所在地　福岡県宗像市（神湊港北防波堤外端）
北緯　三三―五一―一六
東経　一三〇―二九―〇四
変更した事項
位置
所在地　福岡県宗像市（神湊港北防波堤外端）
北緯　三三―五一―一六
東経　一三〇―二九―〇五
記事　補正

〇海上保安庁告示第二十三号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年一月二十五日

海上保安庁長官　北村　隆志

名称　田子の浦港西防波堤灯台
位置
所在地　静岡県田子の浦港（西防波堤外端）
北緯　三五―〇八―〇四
東経　一三八―四一―五三
変更した事項
光度　一一〇カンデラ
光達距離　五・五海里
高さ　地上から構造物の頂部まで一五メートル　平均水面上から灯火まで一六メートル
変更年月日　平成二十四年十二月十八日
記事　一時変更中のところ光度等変更のうえ復旧

名称　広島南道路仁保ジャンクション三号ランプP一橋脚施設灯
位置
所在地　広島県広島港第一区（宇品灯台の東北東方約三・六キロメートル）
北緯　三四―二一―二二
東経　一三二―二九―四八
変更した事項
高さ　平均水面上から灯火まで四・九メートル
変更年月日　平成二十四年十二月十八日

記事　一時変更
変更年月日　平成二十四年十二月十四日

国会事項

衆議院

報告書受領

一月二十二日内閣から次の報告書を受領した。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく東ティモール国際平和協力業務の実施の結果の報告

参議院

報告書受領

一月二十二日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づく東ティモール国際平和協力業務の実施の結果の報告を受領した。

人事異動

内閣

（自治大学校長）総務事務官　滝本　純生
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる
（厚生労働省大臣官房付）厚生労働事務官　吉田　学
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に転任させる
内閣官房社会保障改革担当室審議官を命ずる（内閣府本府規制改革推進室次長）内閣府事務官　舘　逸志
内閣事務官（内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））に併任する（内閣府本府規制改革推進室参事官）同　中原　裕彦
内閣事務官（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））に併任する（以上一月二十三日）

復興庁

復興庁参与に任命する（一月二十二日）　坂田　一郎